

事前確認書

この事前確認書は、建築基準法第6条により定める事務手続き等において、建築確認申請に係る建築基準関係規定等に関する事前確認である。
ただし、市街化区域内で主要用途が住宅等で敷地面積 500 m²未満を除く。

令和 年 月 日

申請者氏名	
代理者氏名 (事前協議者名)	
地名地番 (申請住所)	恵庭市
全体敷地面積 (一団の事業敷地)	m ²
用途地域	第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・市街化調整区域
主要用途	
関連部署との 事前協議	<u>開発行為</u> ：まちづくり推進課開発調整担当 敷地面積：1,000 m ² 以上又は市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 対象外
	<u>恵庭市水と緑のまちづくり推進条例</u> ：まちづくり推進課開発調整担当 ・建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する工場等の建築物で全体敷地(一団の事業敷地)が1,000 m ² 以上の敷地に建築する場合 ・宅地造成その他区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 対象外
	<u>雨水浸透施設等・排水施設(雨污水)の末端等の協議</u> ：上水道課・下水道課 敷地面積：500 m ² 以上(雨水流出抑制対象) <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 対象外
	<u>工場立地法</u> ：商工労働課 敷地・建物面積：敷地面積9,000 m ² 以上又は建築面積3,000 m ² 以上の工場又は事業場 建築用途：製造業(物品の加工修理を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に該当する場合 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 対象外
	<u>埋蔵文化財</u> ：郷土資料館(南島松 157-2 TEL：0123-37-5303) <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 対象外
	<u>建築協定(まちなみ協定)</u> ：商工労働課 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 対象外

※その他必要に応じて、各関係部署と協議されたい。